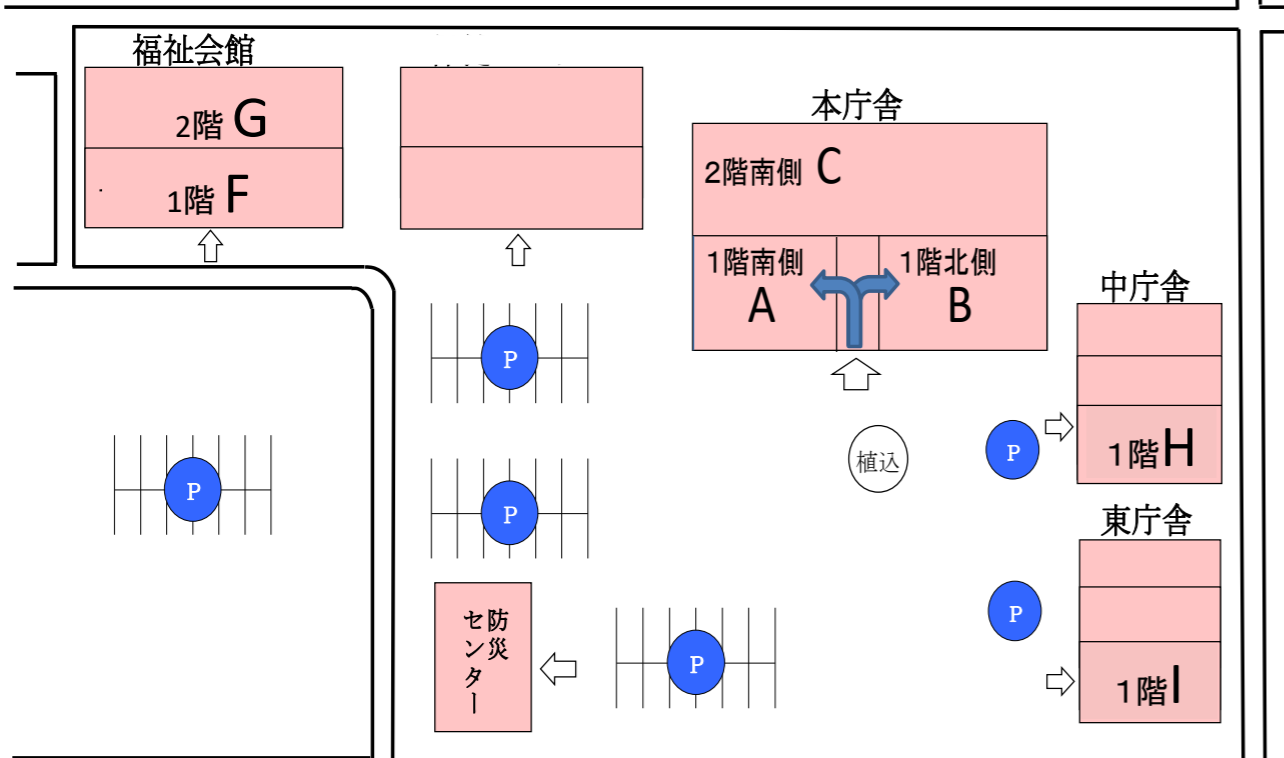


項目	手続き及び内容	必要なもの
水道の使用者変更・中止	使用者変更届 ※電話での受付も可能です。	
	使用中止の届出 ※電話での受付も可能です。 料金の精算が必要になります。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。	
担当課【経営課 料金窓口(電話22-1951)】 東庁舎1階 案内図I		

不動産	相続登記	不動産の所在地の管轄法務局へご相談ください。
上記の手続きは【前橋地方法務局高崎支局(電話027-322-6315)】で行えます。 (管轄区域 藤岡市・高崎市・安中市・神流町)		

農業者年金	死亡届・未支給年金請求等の各種手続き	多野藤岡農協各支店へご相談ください。
上記の手続きは【多野藤岡農協各支店】で行えます。 ご不明な点がございましたら、各支店にお問い合わせください。		

藤岡市役所 庁舎案内図



死亡届出後のお手続きのご案内

どの手続きの際にも本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。
状況に応じて手続きが異なる場合がございます。
ご不明な点がございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

※戸籍ができるまでに死亡届を提出した日から1~2週間程度かかります。

【開庁時間】午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

- ・藤岡市役所本庁
〒375-8601 藤岡市中栗須327番地 電話 0274-22-1211 (代)
- ・鬼石総合支所
〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1 電話 0274-52-3111 (代)
※ご案内の中で◆印のある手続きは鬼石総合支所でも可能です。

【夜間窓口】毎週水曜日 午後5時15分~午後8時(祝日を除く)

- ・藤岡市役所本庁(※市民課/保険年金課/納税相談課/税務課のみ)
※夜間窓口ではお受けできない手続きがございます。
ご利用する場合は、事前に担当課へご確認ください。

【おくやみ窓口】完全予約制

平日3件 ①10時 ②13時半 ③15時

死亡者に係る各種お手続きを専用窓口でご案内いたします。
戸籍ができてから窓口の利用ができます。
ご利用希望日の3開庁日前までに電話にてご予約ください。




市ホームページ

- 〈予約受付時間〉 午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)
- 〈場 所〉 本庁舎1階南側(6、7番窓口の間) 案内図A
- 〈必要な物〉 次ページ以降、該当する手続き項目の「必要なもの」欄をご確認ください。

※手続きの内容上、相続人の方がご利用することをお勧めします。
※「おくやみ窓口」で全ての手続きが一度に完了しない場合があります。
※ご案内しているもの以外にも必要なもの、または不要になるものが生じる場合があります。
※おくやみ窓口を利用せずに通常の窓口でも各種手続きは利用できます。
その場合は予約の必要はありません。

〈担 当〉 市民課市民窓口係
〈連絡先〉 0274-40-2256

項目	手続き及び内容	必要なもの
◆印鑑登録	死亡日で自動的に廃止となります。 ※返却は不要です。	
◆マイナンバーカード	死亡日で自動的に廃止となります。 ※返却は不要です。	
◆通知カード	※返却は不要です。	
担当課【市民課 市民窓口係(電話40-2256)】 本庁舎1階南側(4番窓口)案内図A		

◆国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認書等の返却 葬祭費の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証または資格確認書 葬儀を行った方の印鑑及び預金通帳
◆後期高齢者医療 <small>75歳以上または一定以上障害のある65歳以上</small>	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療資格確認書の返却 葬祭費の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療資格確認書 葬儀を行った方の預金通帳
国民年金	遺族・未支給年金請求等の各種手続き	年金証書、マイナンバーカード、戸籍謄本等必要なものがありますので、医療年金係へご相談ください。 ※戸籍ができるまでに死亡届を提出した日から1～2週間程度かかります。
厚生年金・共済年金	遺族・未支給年金請求等の各種手続き	高崎年金事務所にご相談ください。
福祉医療費受給資格者証(ピンク色)	◆福祉医療費受給資格者証の返却	福祉医療費受給資格者証
<small>18歳までの子どもがいる母子・父子家庭になる方</small>	福祉医療の申請 	医療年金係へご相談ください。
担当課【保険年金課 国保係(電話40-2822)・医療年金係(電話40-2259)】 本庁舎1階南側(5・6番窓口)案内図A		

市税等の納付	市税等の納付	納税係へご相談ください。
口座振替の廃止	手続きは不要です。 管理係で口座振替の廃止を行います。	廃止通知と納付書を相続人あてに送付しますので、納付書が届きましたら納付してください。
担当課【納税相談課 納税係(電話40-2831)・管理係(電話40-2830)】 本庁舎1階南側(7番窓口)案内図A		

◆軽自動車税	原動機付自転車等の名義変更・廃車手続き	標識(ナンバープレート) 市民税係へご相談ください。
個人住民税	相続人代表者指定届のご案内	
固定資産税	相続人代表者指定届・未登記家屋所有者変更届のご案内	
担当課【税務課 市民税係(電話40-2231) 資産税係(電話40-2836)】 本庁舎1階南側(8・9番窓口)案内図A		

◆犬	犬の登録事項変更等届	<ul style="list-style-type: none"> 犬の鑑札 愛犬手帳 犬の登録情報がわかるもの
担当課【環境課 生活環境係(電話40-2264)】 本庁舎1階北側案内図B		

項目	手続き及び内容	必要なもの
死亡者が所有していた森林の相続人	森林の土地の所有者届出	相続した土地の地番、地目、面積等がわかるものを用意して、森林課へご相談ください。
担当課【森林課 森林政策係(電話50-4441)】 清掃センター(三本木575-1)		

死亡者が所有していた農地の相続人	農地の相続等の届出	<ul style="list-style-type: none"> 相続した土地の地番・地目・面積等がわかるものを用意して、農業委員会事務局へご相談ください。
担当課【農業委員会事務局(電話40-2307)】 本庁舎2階南側案内図C		

◆障害者手帳(身体・知的・精神) 特別障害者手当等 心身障害者扶養共済年金	障害者手帳の返却など(対象者により)支給停止・給付開始・弔慰金支給・各種変更処理など	◎まずは、福祉課へお電話ください。 ・障害者手帳(手帳記載の市町村または援護地市町村へ返却)
担当課【福祉課 障害福祉係(電話40-2384)】 福祉会館1階案内図F		

◆介護保険証 介護保険負担割合証	介護保険証の返却	介護保険証
	介護保険負担割合証の返却	介護保険負担割合証
※本庁舎1階南側3, 5, 6番窓口でも返却できます。		
担当課【介護保険課 介護保険係(電話40-2292)】 福祉会館2階案内図G		

児童手当	未支払児童手当請求	支給要件児童であった子名義の預金通帳
児童扶養手当	受給資格者死亡届	児童扶養手当証書
	未支払手当請求書	対象児童の名義の預金通帳
<small>18歳未満までの子どもがいる母子・父子家庭になる方</small>	児童扶養手当の申請 	子ども支援係へご相談ください。
保育園等に関する手続き	教育・保育給付認定変更届	子ども福祉係へご相談ください。
特別児童扶養手当	受給資格者死亡届	子ども支援係へご相談ください。
	未支払手当請求書	対象児童の名義の預金通帳
交通事故・労務災害で父または母を亡くした中学生までの児童	交通遺児手当	<ul style="list-style-type: none"> 事故で亡くなった証明(死亡届の写しなど) 子ども支援係へご相談ください。
担当課【子ども課 子ども支援係(電話50-7803)・子ども福祉係(電話50-7802)】 子育て・健康センター(藤岡942-1)		

市営住宅	各種届・申請等	住宅係へご相談ください。
担当課【建築課 住宅係(電話40-2326)】 中庁舎1階案内図H		

藤岡市若年がん患者在宅療養支援を受けている方	支援事業の中止	藤岡市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(中止)申請書
担当課【健康づくり課 健康増進係(電話50-7801)】 子育て・健康センター(藤岡942-1)		